

現場説明書

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 工事概観について
この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付文部科学省令）による工事成績評定の対象工事である。

(5) ワンデーレスポンスの実施について
本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。

なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」にすることを含むものとする。

② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
~~「現場施工に着手する日」が確定している場合について~~
① 請負契約の締結の日を翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「検査結果通知書」等における日付）とする。

【現場施工に着手する日】が確定していない場合
① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることをいう。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
【特例監理技術者の配置を認める場合】
① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）、の配置を行う場合は以下のア～ウの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一般施工管理士補又は一般施工管理士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法27条の規定に基づく技術検定科目は、特例監理技術者に求める技術検定科目と同一であること。

ウ 監理技術者補佐は入札参加者や直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれ工事の対象となる工物等に一体化が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随時契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）

オ 特例監理技術者が業務できる工事は山内市内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担当業務等について、明らかにすること。

② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として業務する事となる場合、前項ア～ウの事項について確認できる書類を提出すること。

③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

~~【特例監理技術者の配置を認めない場合】~~
本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

~~【特別重点調査を受けた者との契約について】~~
① 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付付20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

② 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付付20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、施工体制等の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。

③ 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付付20文科施第8045号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者と契約した場合においては、仕様書に基づく施工計画の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長又は営業所長等は応じなければならない。

なお、受注者が②及び③に違反して、ヒアリングに応じなかった場合には指名停止措置要領別表第一第3号に該当することがある。

(10) 連休2日促進工事の実施について
【受注者希望方式により実施する場合】
① 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して連休2日に取り組みを協議したうえで工事を実施する連休2日促進工事（受注者希望方式）である。

連休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事連絡書等で報告するものとする。連休2日の取組を希望しない受注者は③及び④に規定する義務を負わない。

② 連休2日の考え方は以下のとおりである。

ア 「連休2日」とは、対象期間において、4週8日以上（現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。）

イ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

オ 「4週8日以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場休息の日数に現場閉所の日を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 受注者は、工事着手前に、連休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、連休2日に取り組むものとする。分離発注工事の場合の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に連休2日促進工事である旨を仮面い等に明示する。

④ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

⑤ 4週8日以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05より労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8日に満たない場合、以下の（イ）又は（ロ）の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週8日に満たない場合及び工事着手前に連休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が連休2日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費積正分を減額変更する。

(イ) 4週7体以上4週8体未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03
(ロ) 4週6体以上4週7体未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数1.01

⑥ 本工事は連休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所（現場休息）が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【発注者指定方式により実施する場合】
① 本工事は、発注者が連休2日に取り組むことを指定する連休2日促進工事（発注者指定方式）である。

② 連休2日の考え方は以下のとおりである。

ア 「連休2日」とは、対象期間において、4週8日以上（現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。）

イ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

オ 「4週8日以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場休息の日数に現場閉所の日を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 受注者は、工事着手前に、連休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、連休2日に取り組むものとする。分離発注工事の場合の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に連休2日促進工事である旨を仮面い等に明示する。

④ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

⑤ 4週8日以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05より労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8体に満たない場合、請負代金額のうち労務費積正分を減額変更する。

⑥ 本工事は連休2日促進工事のモニタリング対象であり、現場閉所（現場休息）が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

(11) 市場単価の運用の試行について
本工事は、「文部科学省直轄工事における市場単価の運用の試行について（通知）」（令和5年3月30日付付文教施設企画・防災部参事官通知）を適用する工事である。本運用では、資金の押し下げできる限り取り除くとともに、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を単価に反映するため、市場単価及び補正市場単価を下表のとおり補正し、予定価格を作成している。

	対象工種 [※]	補正率
建築工事	全ての工種	1.01
電気設備工事	—	1.01
機械設備工事	全ての工種	1.01

注）対象工種に属する全ての規格・仕様へ適用する。

(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について
デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の偽造確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「13. (3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ偽造確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、偽造確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府」における調達のために参照すべき番号のリスト（CRYPTREC 番号リスト）（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。


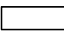


② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入
受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録し、小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「13. (3)撮影方法」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される。）

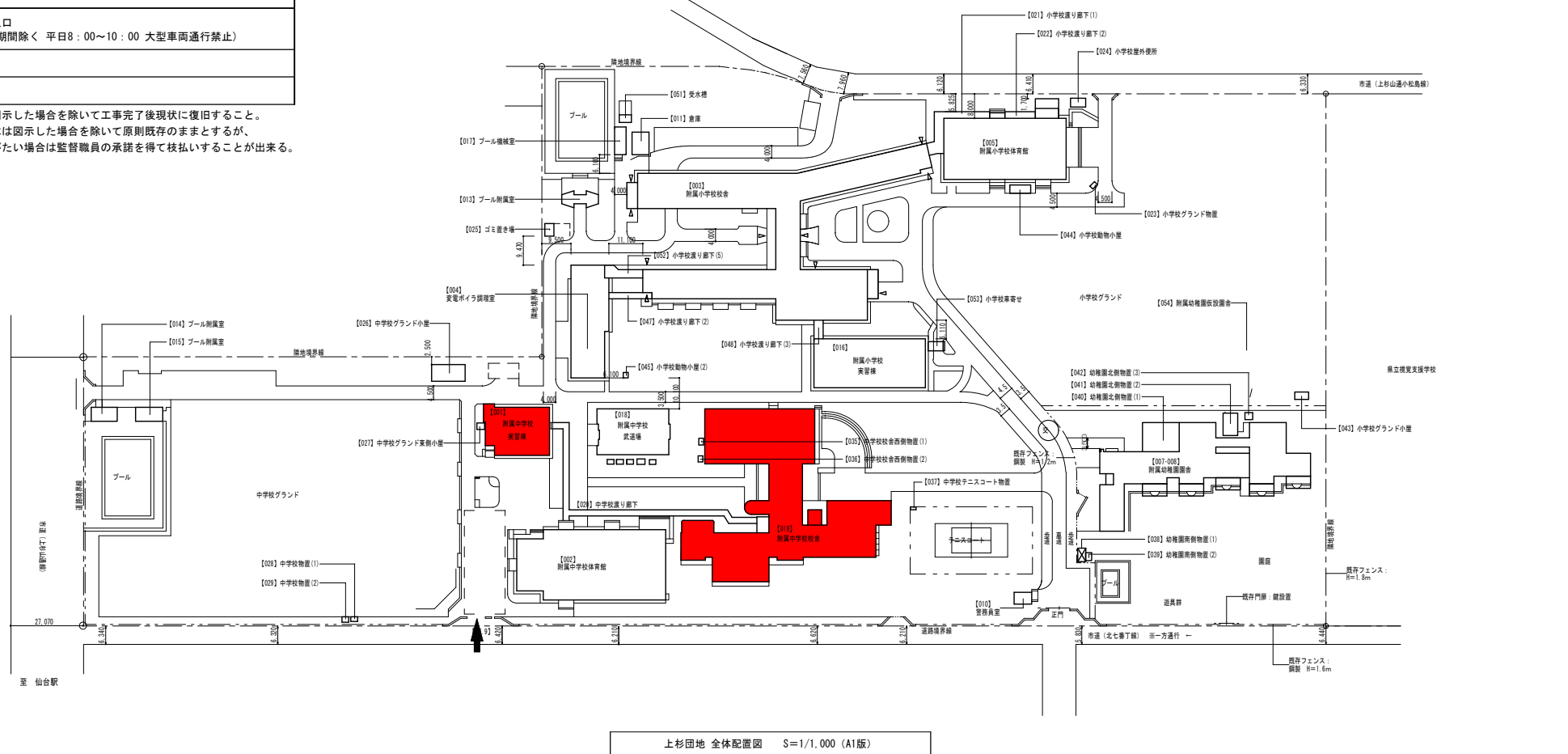
③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品
受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時の監督職員へ納品するものとする。なお納品機能に、受注者はURL（http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のウェブシステム（偽造性チェックツール）又はチェックシステム（偽造性チェックツール）を構成した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の偽造性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された偽造性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

(13) 禁煙区域について
国立大学法人宮城教育大学は全面禁煙である。

凡例

	本工事建物
	既存建物
	工事位置出入口 (大型車両搬出入時および揚重機使用時交通整理員配置)
	工事車両出入口 (正門は休業期間除く 平日8:00~10:00 大型車両通行禁止)

※工事用地は図示した場合を除いて工事完了後現状に復旧すること。
※建物周辺樹木は図示した場合を除いて原則既存のままとするが、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得て枝払いを行うことができる。



上杉団地 全体配置図 S=1/1,000 (A1版)

備考		工事名称 宮城教育大学（上杉）附属中学校校舎空調設備改修工事	日付 令和6年度	図面番号
		図面名称 現場説明書 2	縮尺	現-2

宮城教育大学（上杉）附属中学校校舎他空調設備改修工事

I 工事概要

1. 工事場所 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149（宮城教育大学青葉山団地構内）

2. 完成期限 令和 6年 8月 21日（水曜日）

3. 建物概要

建物名称	中学校校舎	中学校実習棟	
工種	-	-	
構造	RC造3階	RC造2階	
階数	3階	2階	
建築基準法による	建築面積 (m ²)	-	-
	延べ面積 (m ²)	-	-
消防法施行令別表第一の区分	7項	7項	
改修面積 (m ²)	-	-	
備考			

4. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

工事種目	建物別及び屋外			
	中学校校舎	中学校実習棟		
● 空調設備	一式	一式		
○ 換気設備				
○ 排煙設備				
○ 自動制御設備				
○ 衛生器具設備				
○ 給水設備				
○ 排水設備				
○ 給湯設備				
○ 消火設備				
○ ガス設備				
○ 雨水利用設備				
● 撤去工事	一式	一式		

5. 指定部分 ○無 ○有 対象部分（指定部分工期 年 月 日）

6. 概成工期 ○無 ○有 令和 年 月 日（曜日）
（第1編1.1.2）[第1編1.1.2]

7. 設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式及び種別	設 備 概 要
空調方式	●空冷ヒートポンプエアコン
主要熱源機器	○
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式
給水方式	○高置タンク方式 ○
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○合流式 ●分流式） ポンプ排水 ○有（○汚物 ○雑排水 ○湧水） ●無 排水槽 ○有（計画容量 m ³ ） ●無 建物外放流先 (1)汚水 ●直放流下水管 (2)雑排水 ●直放流下水管
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結散水設備 ○連結送水管 不活性ガス消火設備 ○（ ）
ガスの種類	○都市ガス（種別 13A、高位発熱量 46 MJ、低位発熱量 44 MJ） 供給圧力 1.0 kPa、一般ガス導管事業者名 仙台市ガス局） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

II 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 国立大学法人宮城教育大学工事請負契約要項別記の工事請負契約基準、現場説明書、図面 4 枚及び本特記仕様書 3 枚によるほか、●印の付いたものを適用する。

- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
- 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
- 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(平成31年版)(以下「文科標準図」という。)
- 工事写真撮影要領(令和元年7月)

(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、建築工事の特記仕様書は（ ）図、電気設備工事の特記仕様書は（ ）図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

2) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。

3) 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。

4) 項目に記載の<第 編 . . . >内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (V ₀ = m/s) 地表面粗度区分 () ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 () この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
	●電気保安技術者 (第1編1.3.2)	
	[第1編1.3.2]	
● 施工条件 (第1編1.3.3)	[第1編1.3.3]	
● 環境への配慮 (第1編1.4.1)	[第1編1.4.1]	
● 機材の品質等 (第1編1.4.2)	[第1編1.4.2]	

1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
下表に機材名が記載された製造業者等は、以下に指定する事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、以下に指定する事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。

○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
○ 安定的な供給が可能であること。
○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材名

○ 機材の検査等
機材の検査に伴う試験
(第1編1.4.5~6)
[第1編1.4.5~6]

● 施工調査
(第1編1.5.1~3)

● 技能士
(第1編1.5.2)
[第1編1.6.2]

○ 施工の検査等
検査に伴う試験・立会い等
(第1編1.5.4~6)
[第1編1.6.5~7]

○ 技術検査
(第1編1.6.2)
[第1編1.7.2]

● 完成時の提出図書
(第1編1.7.1~5)
[第1編1.8.1~6]

● 石綿含有材料の事前調査
(第1編4.1.2)

● 他工事又は他工種との取り合い

● 電動機
(第2編1.2.1)
[第2編1.2.1]

● 電源周波数

● 容量等の表示

● 総合試運転調整
(第2編1.3.1~3)
[第2編1.3.1~3]

● 足場その他
(第2編4.1.1)
[第1編2.2.1]

監督職員が行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。

機材名	検査試験	備考
空調機器	○ ○	外観検査
送風機及び制気口類	○ ○	外観検査
衛生器具	○ ○	外観検査

事前調査 ●本工事 ○別途
調査項目 ●既存資料調査及び現地調査
調査範囲 ○図示 ●改修建物、インフラ
調査方法 ○図示 ●現地確認

下記の職種及び作業に適用する。
●配管(配管工事) ○建築板金(ダクト製作及び取付)
○熱絶縁施工(保温工事)
●冷凍空調調機器施工(フィンユニット、パッカー)形空調機の据付及び整備)

下記の施工部分は、監督職員の検査・立会い・検査に伴う試験を受ける。

施工部分	検査立会試験備考
断ガス工事	○ ○
主要機器の設置	○ ○
総合調整	○

工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名称	体裁等
● 完成図	CADデータ(電子納品)及び電子データ
○ "	原因 ○A1版(一部) ○A3版(一部)
○ "	複写図 製本(A4版黒厚紙表紙金文字入り)(2部)
○ "	複写図 仮製本 ○A1版(一部) ○A3版(一部)
● 安全に関する資料	●紙媒体(2部) ●電子データ
● 工事写真	●紙媒体(1部) ●電子データ

※紙媒体はA4版ファイル綴じ、電子データはPDF形式とする。
電子納品は次による。

(1) 貸与する設計図CADデータの著作権者：宮城教育大学
ファイル形式：JWW
貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図以外に使用しないこと。

(2) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。

(3) 電子成果品は、提出前にウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。

(4) 提出方法及びファイル形式は以下による。
CADデータ：JWW、DXF及びPDF
提出方法：CD又はDVDに保存し、1部提出する。

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

● 50 Hz ○ 60 Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

●本工事 ○別途
調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。)
●風量調整 ●水量調整 ●室内外空気の温度の測定
○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定 ●飲料水の水质の測定
○雑用水の水质の測定

○別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。(図参照)
○内部足場(○種○種) ○外部足場(○種○種)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

○埋め戻し土・盛土
(第2編4.2.1)
[第2編7.1.1]

○建設発生土の処理方法
(第2編4.2.1)
[第2編7.1.1]

●耐震措置

設備機器の固定は、次によるほか、すべて建築設備耐震設計施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の重量[kN](水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数 _____ 及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度					
機器種別	機器	○特定の施設		●一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び 塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
地階・1階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
[名称：、記号：] [名称：、記号：]
[名称：、記号：] [名称：、記号：]
[名称：、記号：] [名称：、記号：]
[名称：、記号：] [名称：、記号：]
[名称：、記号：] [名称：、記号：]
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

○配管
(第2編第2章)
[第2編第2章]
<第2編1.1.1>
<第2編2.1.1>

○地中埋設標等
(第2編2.7.1~3)

○絶縁継手
(第2編2.2.12)
[第2編2.1.1]

○試験
(第2編2.9.1~5)
[第2編2.7.1~5]

●保温
(第2編3.1.1~6)
[第2編3.1.1~3]

○塗装
(第2編3.2.1)
[第2編3.2.1]

●電線類
(第2編4.7.1)

●既存躯体への穿孔
[第2編5.2.1]

(1) 地中埋設標 ●要(図示による) ○不要
(2) 埋設表示テープ ●要(排水管を除く) ○不要

図示の位置に取り付ける。

既設配管を含む部分の試験○要(方法及び圧力：) ○不要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
○多湿箇所は下記による。
室名：
○共同構内の保温種別は下記による。
ダクト： 配管：

次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。
○屋外：○ドレン管 (○指定色塗装 ○)
○金属電線管 (○溶融亜鉛メッキ仕上げ[付着量300g/㎡以上]
○指定色塗装)
○屋内：○金属電線管 (○溶融亜鉛メッキ仕上げ ○指定色塗装)

●電線及びケーブルは、エコマテリアル仕様とする。

はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
○走査式埋設物調査 ●放射線透過検査

●空気調和設備	●設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="4">屋内</th> </tr> <tr> <th>一般系統</th> <th>一般系統</th> <th colspan="2">個別系統(目標値)</th> <th colspan="2">個別系統(目標値)</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>33.2℃</td> <td>57.4%</td> <td></td> <td></td> <td>26.0℃</td> <td>成行</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>-2.0℃</td> <td>68.8%</td> <td></td> <td></td> <td>22.0℃</td> <td>成行</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>		外気		屋内				一般系統	一般系統	個別系統(目標値)		個別系統(目標値)		温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	33.2℃	57.4%			26.0℃	成行	℃	%	冬季	-2.0℃	68.8%			22.0℃	成行	℃	%	○ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]	○垂鉛鉄板 ○普通鋼板(厚1.6mm)	○排水設備	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1>	配管材料は(○下記による。●図示による。) (1) 屋内 雑排水管(合流) ○ 雑排水管(給湯室系統) ○ 汚水管 通気管 ポンプアップ管 (2) 屋外 第一樹まで 樹間 ○	○特殊ガス等設備工事	○一般事項 <第5編1.1.1 ~2>	1) ガスの種別は、下記による。 ○窒素ガス(○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス(○高純度 ○一般) ○酸素ガス(○高純度 ○一般) ○酸素ガス(一般) ○アルゴンガス(○高純度 ○一般) ○炭酸ガス(一般) ○圧縮空気(○高純度 ○一般) ○圧縮空気(空気圧縮機)
		外気		屋内																																													
一般系統		一般系統	個別系統(目標値)		個別系統(目標値)																																												
温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																										
夏季	33.2℃	57.4%			26.0℃	成行	℃	%																																									
冬季	-2.0℃	68.8%			22.0℃	成行	℃	%																																									
○鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]	鋼板厚(○3.2mm ○4.5mm)	○ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]	○低圧ダクト(○コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○スパイラルダクト(○低圧 ○) ○高圧1ダクト(範囲は図示による。)	○システム構成 その他	別図による。	○台所流し等の 排水管	○満水試験継手	○機材 <第5編2.1.1 ~2.4.3>																																									
○チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	(1)内貼を施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2)空気調和機に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3)外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパーは雨水の滞留のないように施工する。	○システム構成 その他	○電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]	別図による。	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○放流納付金等	○要(本工事() ○別途) ○不要	○施工 <第5編3.1.1 ~3.2.8>																																									
○ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]	(1)防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式(定格入力DC24V) (2)ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式	○雨水利用設備	●自動洗浄装置 及びその組み込み 小便器 ●自動水栓の 電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]	●個別感知フラッシュ方式(●AC電源 ○自己発電) ●AC電源 ○自己発電 ○	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]	○図示による。(特記なき場合の耐圧は、5Kとする。) ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。	○システム構成 その他	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	別図による																																							
●配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1>	配管材料は(○下記による。●図示による。) (1) 蒸気管 給気管 ○ 選管 ○ (2) 油管 ○ (3) 冷温水管 ○ (4) 冷却水管 ○ (5) ドレン管 ○ (6) 冷媒管 ○	○衛生器具設備	○衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]	別図による。	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]	湯沸器の給排水気筒(二重管)の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編 3.1.5表2.3.5のh・(イ)・Ⅹとする。	○システム構成 その他	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	別図による																																							
○弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]	○図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJVS Kとする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(往・還)には、ボール弁を取付ける。	○給水設備	●配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	配管材料は(○下記による。●図示による。) (1) 一般配管 ○ (2) 地中配管 ○ (3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は(○)とし、他の部分は(1)による。	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○消火設備	配管材料は(○下記による。●図示による。) (1) 屋内消火栓 一般配管 ○ 地中配管 ○ (2) 連結送水管 一般配管 ○ 地中配管 ○ (3) ○広範囲型2号消火栓 ○易操作性1号消火栓 ●1号消火栓 ○2号消火栓	○事前調査 (第7編1.2.1)	○事前調査 (第7編1.2.1)	下記項目について事前調査を行う。 ○掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)																																							
●保温及び 消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]	標準仕様書第2編 3.1.4によるほか、次による。 ○蒸気廻り管の保温(屋内露出は除く。) ○遠気ダクトの保温(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による。) ○外気ダクトの保温(保温の厚さ2.5mm、範囲は図示による。) ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4の温水管の項による。 ○建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3.1.4の温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は除く。) ○暗渠内(ピット内を含む)の空調用ドレン管は保温(○有 ○無)とする。 ●冷媒管の保温外装は次による。 ○図示による ○屋内露出箇所 () ●屋外露出箇所 (●樹脂製化粧ケース)	○掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)	●量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]	○親メーター(○現地表示式(直読式) ○遠隔表示式(○電文式 ○ﾊﾞﾙｽ式)) (○貸与品 ○) ●子メーター(○現地表示式(直読式) ●遠隔表示式(○電文式 ○ﾊﾞﾙｽ式)) (●買取り ○)	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○不活性ガス消火 設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]	外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。	○掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○地下中熱交換機 ○既設井分布調査 ○法的規制調査 ○地質情報の収集、整理 ○代表井による熱交換効率の把握 (測定方式：直流量方式) (解析方法：標準曲線法) ○周辺環境調査(騒音・振動測定)																																							
○換気設備	●ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ~4>	○試験 (第7編3.1.4)	●量水器樹 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]	○水道事業者指定品(○貸与品 ○買取り) ●標準図MC形	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○泡消火設備 (第5編1.5.8)	○屋外露出部分 ●有(○e2・(ハ)・Ⅶ ●給水管と同等) ○無	○試験 (第7編3.1.4)	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○撤去工事																																							
●チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	空気調和設備の当該項目による。	●撤去内容 [第1編4.1.1 ~4.2.4]	●弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]	●図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。 ●ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の耐圧は、10Kとする。	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○ガス設備	○都市ガス 一般ガス導管事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス	●発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	図示による。																																							
○シールする 排気ダクト の系統	○厨房系統 ○浴室(シャワー室、脱衣所を含む) ○	○発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]	○水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]	○埋設深さ(管の上端深さ)は原則として、 車両通行部分は(●600mm ○ mm) その他の部分は(○300mm ●450mm)以上とする。	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○医療 施設 設備 工事	○親メーター(○実測式 ○ﾊﾞﾙｽ式) (○貸与品 ○) ○子メーター(○実測式 ○ﾊﾞﾙｽ式) (○買取り ○)	○発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	発生材の処理は、下記による。 (1) 引渡しを要するもの 1) 品名 2) 引渡し先 3) 集積場所 4) 集積方法 (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 2) 処理方法 (3) 現場において再利用するもの 1) 品名 2) 使用場所 (4) 再生資源化するもの 1) 品名 (5) その他の発生材 1) 品名 2) 処理方法																																							
●チャンパー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]	空気調和設備の当該項目による。	○発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]	○管の地中埋設 深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]	○建築物導入部 ○別図による。	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○ガス 設備	○本工事(図示による) ○別途工事 外部警報端子(○無 ○有)	○発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	発生材の処理は、下記による。 (1) 引渡しを要するもの 1) 品名 2) 引渡し先 3) 集積場所 4) 集積方法 (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 2) 処理方法 (3) 現場において再利用するもの 1) 品名 2) 使用場所 (4) 再生資源化するもの 1) 品名 (5) その他の発生材 1) 品名 2) 処理方法																																							
●保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]	●全熱交換ユニット用の外気取入れダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。 ●全熱交換ユニット用の排気用ダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。 ○(○厨房 ○湯沸室)の隠ぺい部ダクトの保温の仕様及び範囲は図示による。	○試験 (第7編3.1.4)	○引込納付金等	○要(○本工事() ○別途) ○不要	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	○医療 施設 設備 工事	1) ガスの種別は、下記による。 ○酸素 ○亜酸化窒素(笑気) ○治療用空気 ○二酸化炭素 ○吸引(○水封式 ○油回転式) ○麻酔ガス排除(排ガス) ○圧縮空気(○治療用 ○手術機器駆動用) ○手術器械駆動用窒素	○発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]	○配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]	発生材の処理は、下記による。 (1) 引渡しを要するもの 1) 品名 2) 引渡し先 3) 集積場所 4) 集積方法 (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 2) 処理方法 (3) 現場において再利用するもの 1) 品名 2) 使用場所 (4) 再生資源化するもの 1) 品名 (5) その他の発生材 1) 品名 2) 処理方法																																							

空調設備 機器表 (改修)

機器番号	機器仕様・型式	電気特性			付属品・特殊仕様	台数	設置場所	備考
		φ	V	kw				
AC-1	電気式ヒートポンプエアコン 室外機 マルチ	消費電力	3	200	14.8	1	2階 屋外	附属中学校校舎 更新 冷媒管は既設再使用とする。
	冷房: 40.0kw 暖房: 42.5kw	圧縮機	3	200	12.8			
	送風機	3	200	0.40×2				
AC-1-1	電気式ヒートポンプエアコン 天カセ4方向	送風機	1	200	0.058	1	1階 保健室	更新 附属中学校校舎
	冷房: 3.6kw 暖房: 4.0kw	送風機	1	200	0.058			
	送風機	1	200	0.058				
AC-1-2	電気式ヒートポンプエアコン 天カセ4方向	送風機	3	200	0.058	1	1階 保健室	更新 附属中学校校舎
	冷房: 5.6kw 暖房: 6.3kw	送風機	3	200	0.058			
	送風機	3	200	0.058				
AC-1-3	電気式ヒートポンプエアコン 天カセ2方向	送風機	1	200	0.035×2	1	2階 放送室	更新 附属中学校校舎
	冷房: 11.2kw 暖房: 12.5kw	送風機	1	200	0.035×2			
	送風機	1	200	0.035×2				
AC-2	電気式ヒートポンプエアコン 室外機 マルチ	消費電力	3	200	14.8	1	1階 屋外	附属中学校校舎 新設 その他付属品一式
	冷房: 40.0kw 暖房: 42.5kw	圧縮機	3	200	12.8			
	送風機	3	200	0.40×2				
AC-2-1	電気式ヒートポンプエアコン 天吊形	送風機	1	200	0.16	3	1階 家庭科室	新設 附属中学校実習棟
	冷房: 14.0kw 暖房: 16.0kw	送風機	1	200	0.16			
	送風機	1	200	0.16				
AC-3	電気式ヒートポンプエアコン 室外機 マルチ	消費電力	3	200	6.19	1	1階 屋外	附属中学校校舎 新設 その他付属品一式
	冷房: 22.4kw 暖房: 25.0kw	圧縮機	3	200	5.39			
	送風機	3	200	0.14×2				
AC-3-1	電気式ヒートポンプエアコン 天吊形	送風機	1	200	0.16	2	1階 美術室	新設 附属中学校実習棟
	冷房: 11.2kw 暖房: 12.5kw	送風機	1	200	0.16			
	送風機	1	200	0.16				
AC-4	電気式ヒートポンプエアコン 室外機 マルチ	消費電力	3	200	6.25	1	1階 屋外	附属中学校実習棟 新設 その他付属品一式
	冷房: 16.0kw 暖房: 18.0kw	圧縮機	3	200	5.55			
	送風機	3	200	0.17				
AC-4-1	電気式ヒートポンプエアコン 天吊形	送風機	1	200	0.08	2	1階 技術室	新設 附属中学校実習棟
	冷房: 8.0kw 暖房: 9.0kw	送風機	1	200	0.08			
	送風機	1	200	0.08				

特記 1. 電源周波数は50Hzとする。
 2. 機器の能力・容量は表示された能力以上とし、電動機出力は参考値とする。
 3. インバーターは機器側で高調波対策を施すこと。
 4. 電源比率は別途とする。但し、連結機・高調波対策機間の電源配線は本工事とする。
 5. リモコンはワイヤードタイプとする。
 6. 室内機はロングライフフィルター、フィルター自動昇降機能付とする。
 7. エアコンの冷房・暖房能力及び消費電力は、JIS B 8616に規定された定格条件による。
 8. 機器選定温度条件
 ・冷房時室内吸込空気温度 (26.0°C DB, 18.7°C WB) ・冷房時室外吸込空気温度 (32.7°C DB)
 ・暖房時室内吸込空気温度 (22.0°C DB) ・暖房時室外吸込空気温度 (-2.0°C DB, -3.6°C WB)

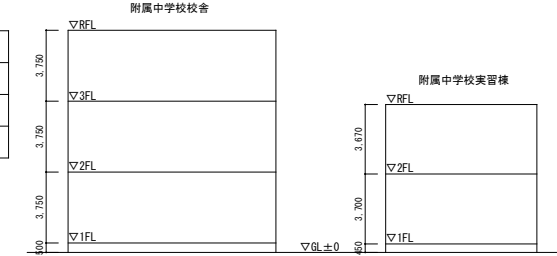
空調設備 機器表 (撤去)

機器番号	機器仕様・型式	電気特性			付属品・特殊仕様	台数	設置場所	備考
		φ	V	kw				
AC-1	電気式ヒートポンプエアコン 室外機 マルチ	消費電力	3	200	16.43	1	2階 屋外	松下電器産業OU-J450M3 冷媒封入量0kg(回収済み)
	冷房: 45.0kw 暖房: 50.0kw	圧縮機	3	200	4.87×2			
	送風機	3	200	0.386×2				
AC-1-1	電気式ヒートポンプエアコン 天カセ4方向	送風機	1	200	0.058	1	1階 保健室	CS-J36UH6U 化粧パネル、その他付属品一式
	冷房: 3.6kw 暖房: 4.0kw	送風機	1	200	0.058			
	送風機	1	200	0.058				
AC-1-2	電気式ヒートポンプエアコン 天カセ4方向	送風機	3	200	0.058	1	1階 保健室	CS-J56UH6U 化粧パネル、その他付属品一式
	冷房: 5.6kw 暖房: 6.3kw	送風機	3	200	0.058			
	送風機	3	200	0.058				
AC-1-3	電気式ヒートポンプエアコン 天カセ2方向	送風機	1	200	0.035×2	1	2階 放送室	CS-J112LH2U 化粧パネル、ワイドパネル、その他付属品一式
	冷房: 11.2kw 暖房: 12.5kw	送風機	1	200	0.035×2			
	送風機	1	200	0.035×2				

特記 電源周波数は50Hzとする。

凡例

記号	名称	仕様	施工区分	備考
R	冷媒管	冷媒用断熱被覆銅管 (制鋼線共巻)	屋内一般、屋外	屋内外露出部は化粧ケース格納とする。
D	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管	1FL以上	
—	コア抜き			コア抜きリスト参照



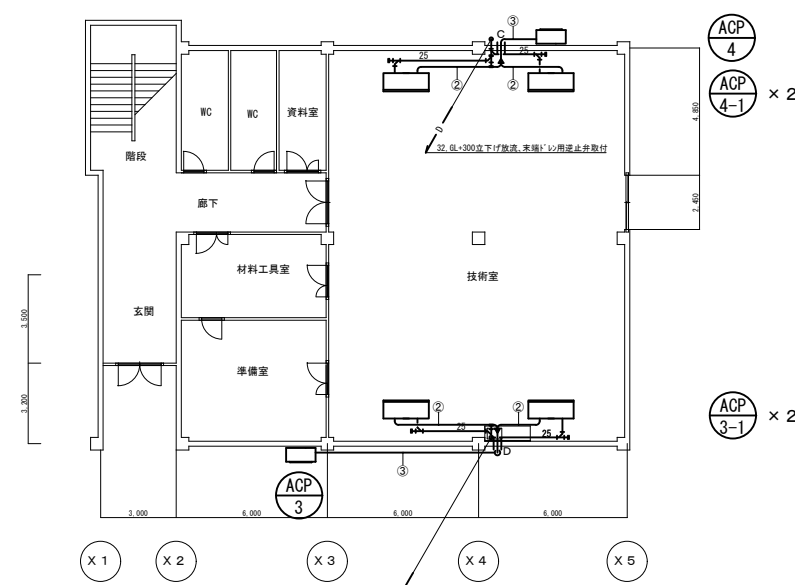
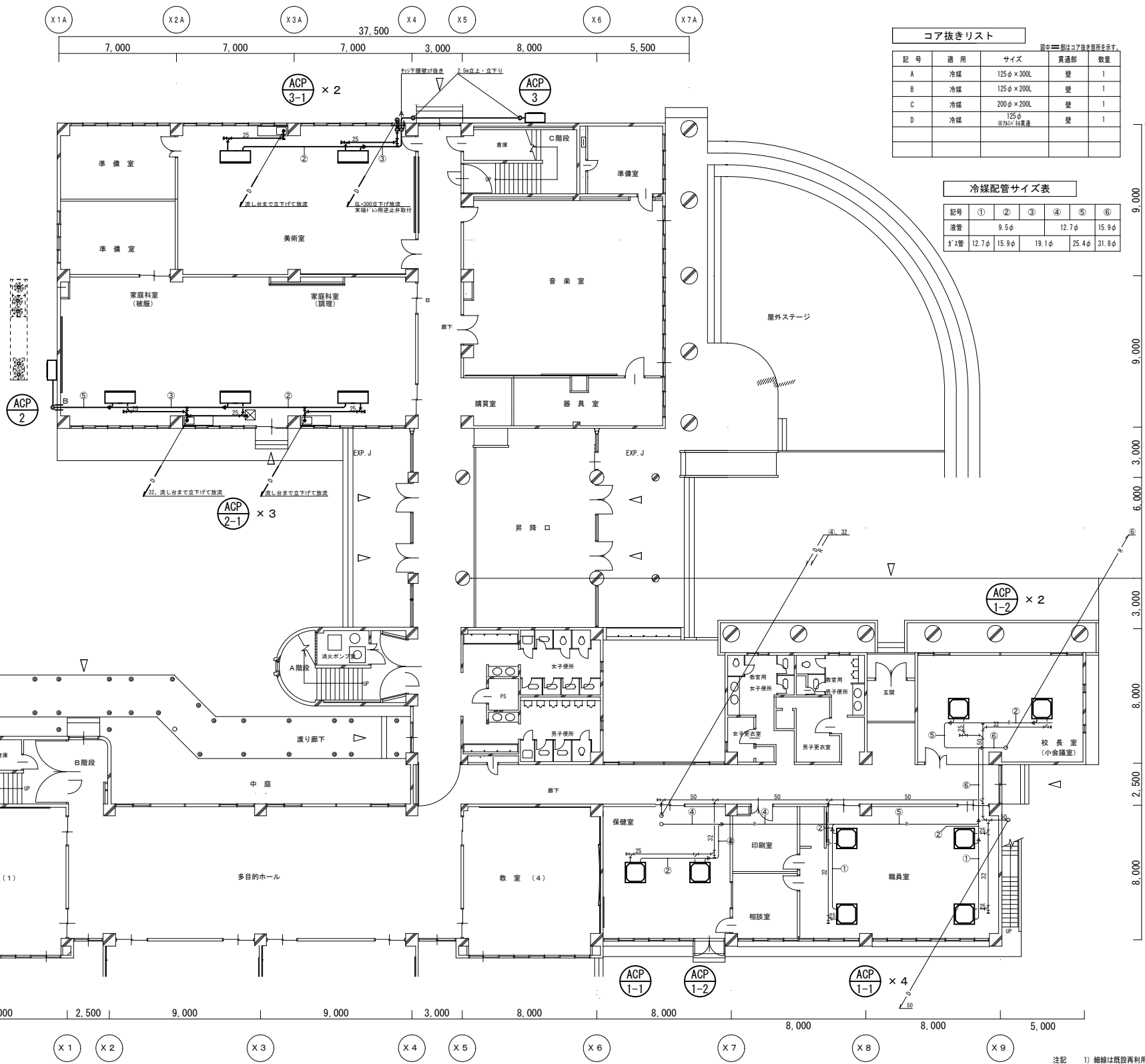
各建物断面図 S-NS

コア抜きリスト

記号	通用	サイズ	貫通部	数量
A	冷媒	125φ×300L	壁	1
B	冷媒	125φ×200L	壁	1
C	冷媒	200φ×200L	壁	1
D	冷媒	125φ	壁	1

冷媒配管サイズ表

記号	①	②	③	④	⑤	⑥
液管	9.5φ	12.7φ	15.9φ	19.1φ	25.4φ	31.8φ
ガス管	12.7φ	15.9φ	19.1φ	25.4φ	31.8φ	

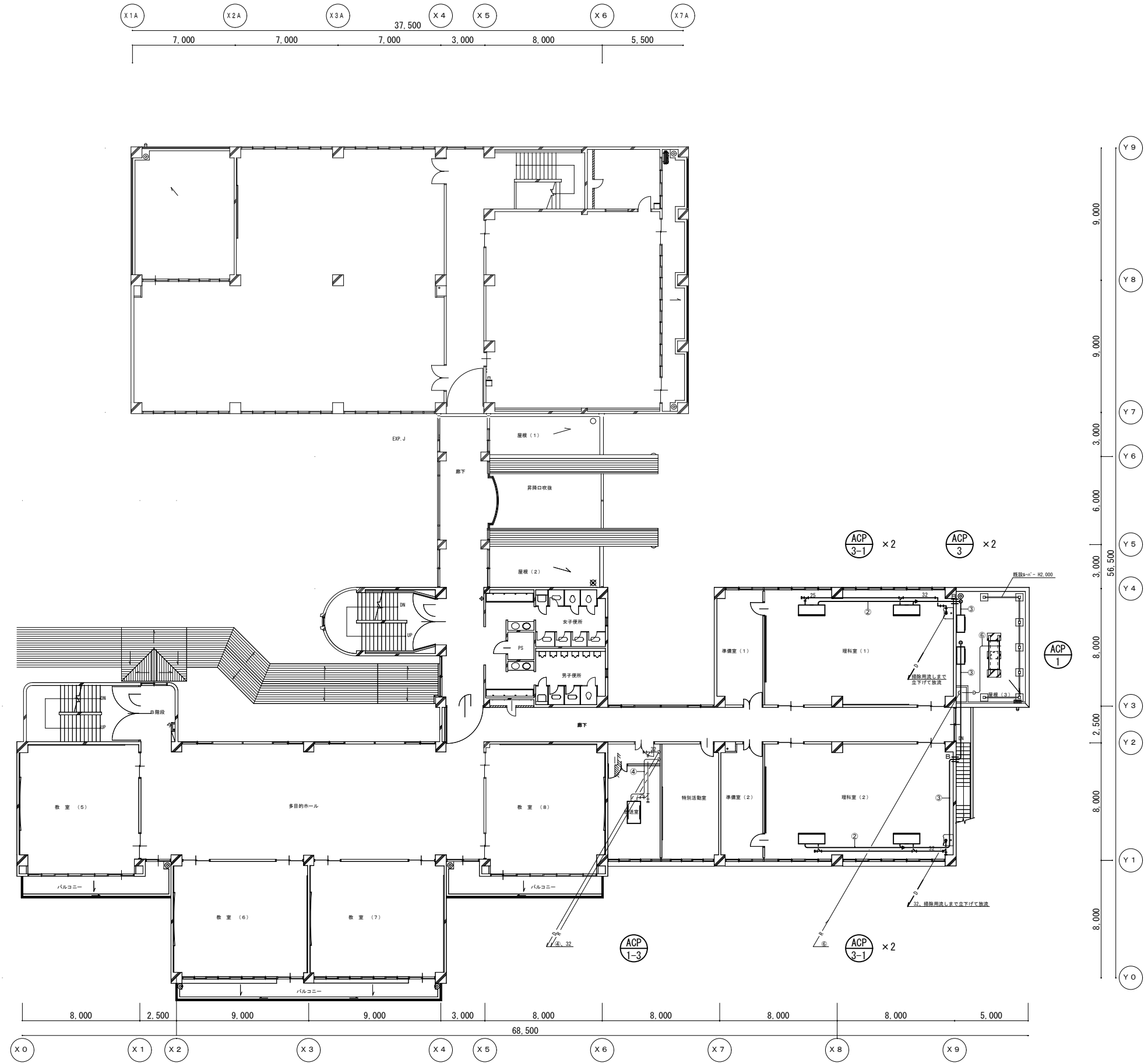


附属中学校校舎 空調設備 1階平面図 S-1/300 (A3)

工事名称
宮城教育大学 (上杉) 附属中学校校舎他空調設備改修工事
 図面名称
附属中学校校舎 凡例、各建物断面図、空調設備機器表、空調設備 1階平面図
 縮尺
A1: NS
A3: NS

令和6年度 国立大学法人宮城教育大学施設課
 図面番号
M-01
 通し番号
3/6

注記 1) 細線は既設再利用を示す。



コア抜きリスト

記号	適用	サイズ	貫通部	数量
B	冷媒	125φ×200L	壁	2

冷媒配管サイズ表

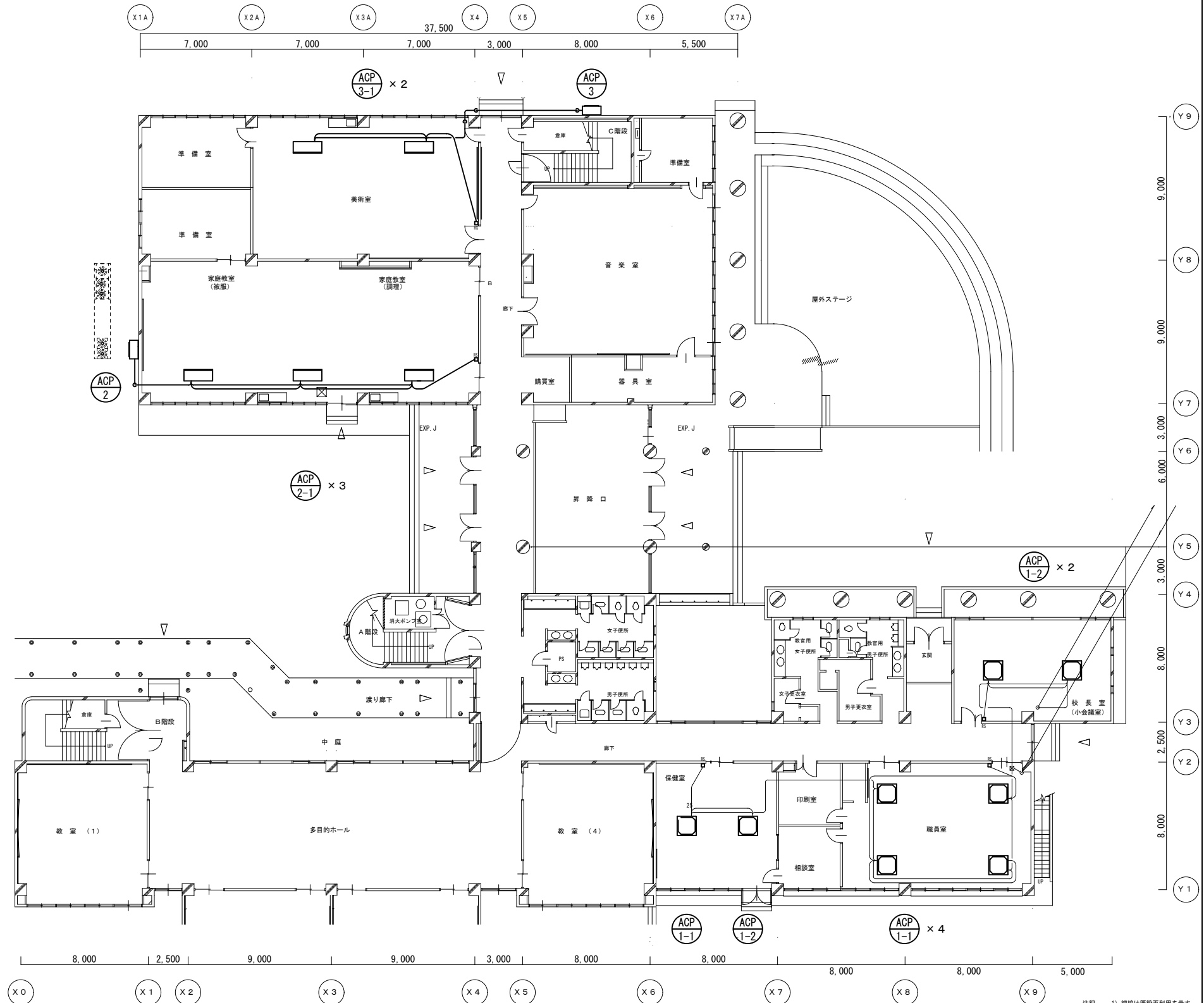
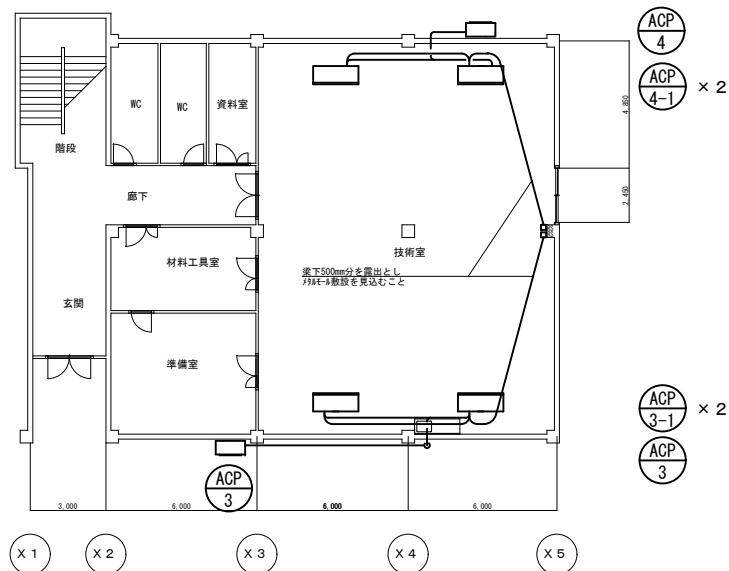
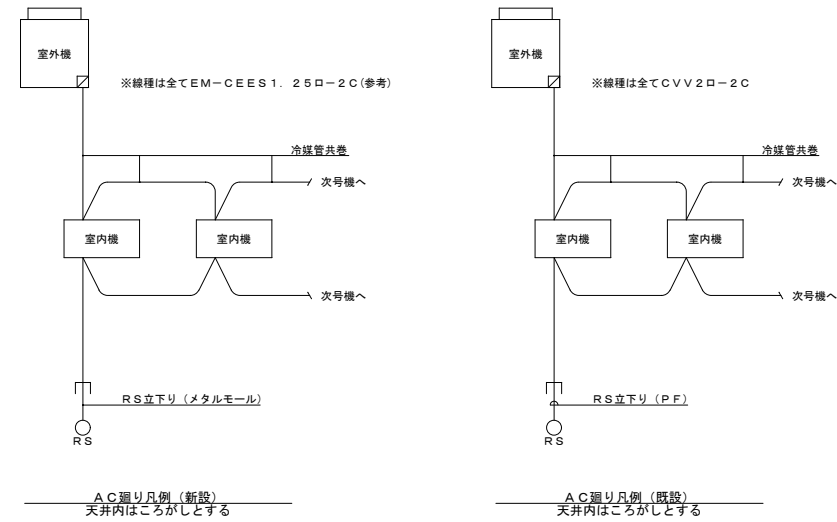
記号	①	②	③	④	⑤	⑥
液管	9.5φ		12.7φ	15.9φ		
ガス管	12.7φ	15.9φ	19.1φ	25.4φ	31.8φ	

注記 1) 細線は既設再利用を示す。

附属中学校校舎 空調設備 2階平面図 S=1/300 (A3)

工事名称	宮城教育大学（上杉）附属中学校校舎他空調設備改修工事		図面番号	M-02	
図面名称	附属中学校校舎 空調設備 2階平面図	縮尺	A1:NS A3:NS	図面番号	M-02
				通し番号	4/6

令和6年度 国立大学法人宮城教育大学施設課

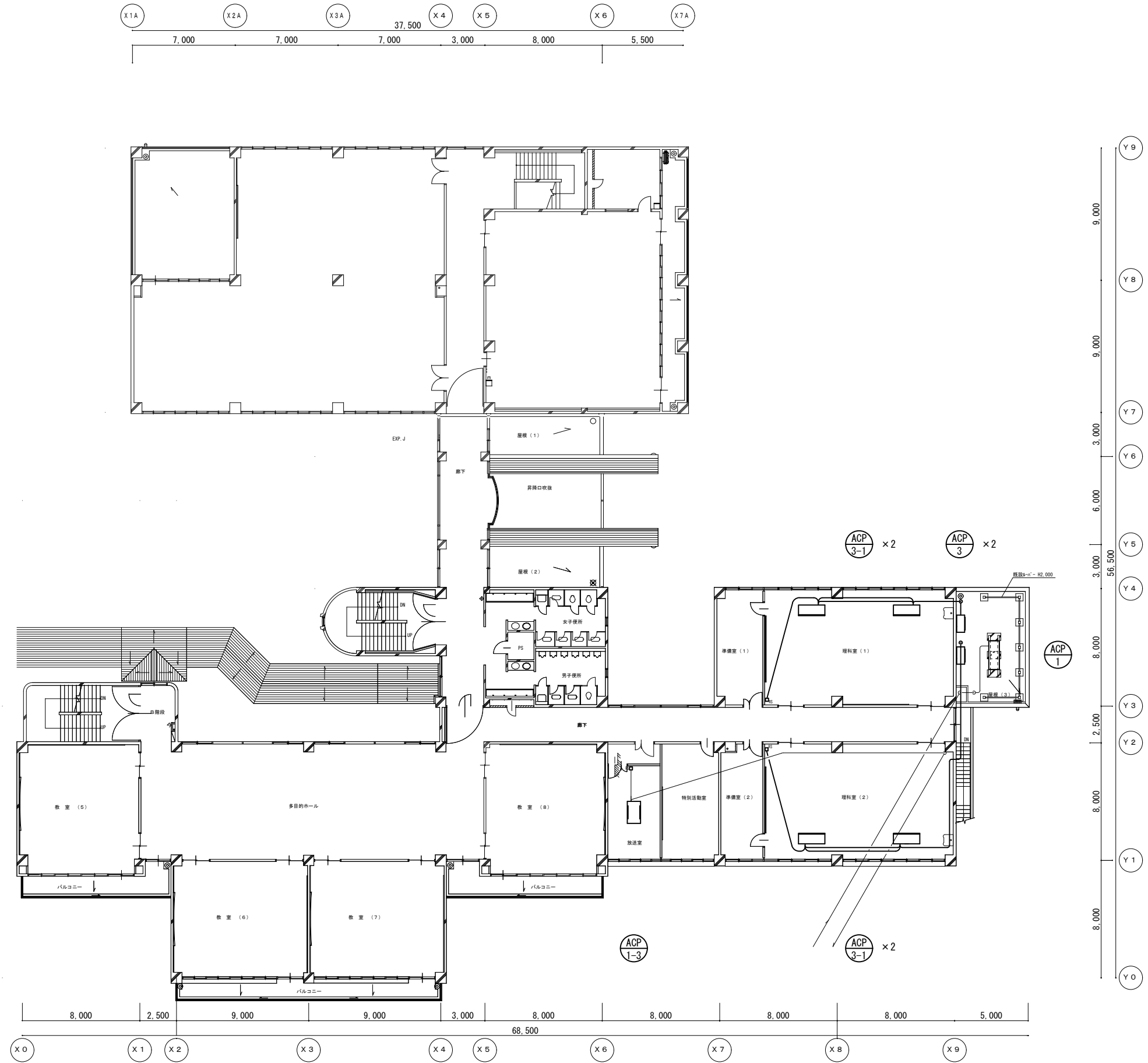


附属中学校実習棟 空調設備 1階平面図 S=1/300 (A3)

附属中学校校舎 空調設備 1階平面図 S=1/300 (A3)

工事名称	宮城教育大学(上杉)附属中学校校舎他空調設備改修工事		図面番号	M-03
図面名称	附属中学校校舎 自動制御設備 1階平面図	縮尺	A1: NS A3: NS	令和6年度 国立大学法人宮城教育大学施設課
				通し番号 5/6

注記 1) 細線は既設再利用を示す。



注記 1) 縮線は既設再利用を示す。

附属中学校校舎 空調設備 2階平面図 S=1/300 (A3)

工事名称	宮城教育大学（上杉）附属中学校校舎他空調設備改修工事		図面番号	M-04	
図面名称	附属中学校校舎 自動制御設備 2階平面図	縮尺	A1: NS A3: NS	通し番号	6/6
			令和6年度 国立大学法人宮城教育大学施設課		